

鶴岡市の工業

—— 平成 1 1 年工業統計調査結果報告書 ——

鶴岡市総務部情報統計課

は し が き

この報告書は、平成 11 年 12 月 31 日現在で通商産業省所管のもとに実施された工業統計調査（指定統計第 10 号）の結果を本市で独自に集計し、鶴岡市工業の概況として公表するものです。

工業統計調査は、昭和 22 年に指定統計に指定され、わが国の製造業の姿や製造活動の状況を明らかにすることを目的として毎年実施されております。

本書が、地域における生産活動の振興及び各種行政施策上の基礎資料として、あるいは民間企業における将来の経営方針の参考資料として各分野で幅広くご利用願えれば幸いです。

おわりに、本調査の実施にあたりご協力をたまわりました各事業所をはじめ、調査にあたられた調査員の皆様に深く感謝申し上げるとともに、今後とも本調査のために一層のご協力をたまわりますようお願いいたします。

平成 13 年 2 月

鶴岡市総務部長

斎 藤 勲

も く じ

は し が き

調査のしくみ

調査結果の概要

要 約

1. 事業所数
2. 従業者数
3. 製造品出荷額等
4. 原材料使用額等
5. 現金給与総額
6. 在庫額（従業者30人以上の事業所）
7. 付加価値額（従業者30人以上の事業所）
8. 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）
9. 工業団地の製造活動
10. 事業所の新設・廃業（準備調査から）

付 表

統 計 表

- 第1表 産業中分類別統計表（全事業所）
- 第2表 産業中分類別統計表（従業者30人以上の事業所）
- 第3表 産業中分類別統計表（従業者29人以下の事業所）
- 第4表 産業中分類別工業用地統計表（従業者30人以上の事業所）
- 第5表 産業中分類別工業用水統計表（従業者30人以上の事業所）
- 第6表 従業者規模別統計表（全事業所）
- 第7表 工業団地別統計表

町・丁・大字・地域別統計表

商品分類別製造品出荷額・加工賃収入額統計表

付録 山形県内13市別統計表（平成6年～10年）

調 査 の し く み

1. 調査の目的

工業統計調査は、わが国における製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基礎的資料を提供するものである。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される指定統計調査（指定統計第 10 号）である。

3. 調査の期日

この調査は、平成 11 年 12 月 31 日現在で、平成 11 年 1 月 1 日から平成 11 年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査したものである。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 F-製造業を主業とする事業所（国に属するものを除く）を対象とした。

5. 本調査における製造事業所の定義

- (1) 製造業とは、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品（必ずしも完成品を意味するものでなく、半製品も含まれる）を製造し、これを卸売りする事業所をいう。

ここでいう卸売とは、次の業務をいう。（ア）卸売業者又は小売業者に販売すること。（イ）産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。（ウ）業務用に主として使用する商品（事務用機械、設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。（エ）同一企業に属する他の事業所に製品を引き渡すこと。

- (2) 他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。
- (3) 修理を専業としている事業所は製造業としない。ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機のオーバーホールを行う事業所については、過去 1 年間に製造行為を行わなくても製造業とする。
- (4) 機械修理工場であっても金造工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。
- (5) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家取得物の原材料を使用して製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用しているときは製造業とする。
- (6) 新聞社、出版社は、自ら印刷を行わなくとも発行、出版の業務を行っていれば製造業とする。ただし、新聞社の支局、出張所などで、主としてニュースの供給を行うものは製造業としない。

6. 調査の種類及び方法

- (1) 甲調査.....従業者 30 人以上の事業所
- (2) 乙調査.....従業者 29 人以下の事業所

7. 集計事項の説明

- (1) 事業所数及び従業者数は、平成 11 年 12 月 31 日現在の数字である。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数の合計である。
- (3) 現金給与総額とは、常用労働者に対する基本給、諸手当、期末給与、退職金、解雇予告手当等と、臨時日雇の労働者に対するすべての現金給与の合計である。
- (4) 原材料使用額等とは、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計である。
- (5) 内国消費税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (6) 在庫額とは、製造品、半製品、仕掛品、原材料、燃料などで事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものである。また、原材料を他に支給して製造させている場合は、その在庫については委託した工場で自工場分と合算している。
- (7) 有形固定資産のうち、取得額は、購入、建設、自家制作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替などによる増加額である。
除却額は、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による減少額である。
減価償却額は、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額として計上された額である。
- (8) 建設仮勘定のうち、増とは、この 1 年間にこの勘定の借方に加えられた額である。減は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額（貸方に記入された額）である。
- (9) 製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでなく、廃物の売却額などの合計である。
- (10) 工業用地及び工業用水は、従業者 30 人以上の事業所を対象として次によった。
工業用地のうち、敷地面積は、平成 11 年 12 月 31 日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積である。建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計である。
工業用水は、平成 11 年の 1 年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した 1 日当たり用水量である。

8. 係数の算式

本書に使用されている係数は、次の算式によっている。

- (1) 生産額
$$\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$
- (2) 付加価値額
$$\text{生産額} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$
- (3) 粗付加価値額
$$\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等}$$

- (4) 付加価値率

$$\text{付加価値額} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \times 100$$
- (5) 原材料率

$$\text{原材料使用額等} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \times 100$$
- (6) 現金給与率

$$\text{現金給与総額} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \times 100$$
- (7) 分配率

$$\text{現金給与総額} \div \text{付加価値額} \times 100$$
- (8) 付加価値生産性

$$\text{付加価値額} \div \text{従業者数}$$
- (9) 有形固定資産投資総額

$$\text{取得額} + \text{建設仮勘定の増減額}$$
- (10) 一事業所当たり製造品出荷額等

$$(\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) \div \text{事業所数}$$
- (11) 従業者一人当たり製造品出荷額等

$$(\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) \div \text{従業者数}$$

【利用上の注意】

- (1) この結果報告書は本市において独自に集計したものであり、後日、通商産業省及び山形県から公表される数値と相違することもある。
- (2) 平成 11 年 12 月 31 日現在において休業、操業準備中及び操業後未出荷の事業所は、この結果報告から除かれて集計されている。
- (3) 平成 6 年調査より、日本標準産業分類が改定（平成 6 年 4 月 1 日より適用）されている。
- (4) 本書に掲載した数値は、単位未満の四捨五入等により、内訳合計と総数が一致しない場合がある。
- (5) 「町・丁・大字・地域別統計表」は小学校区域別（平成 12 年国勢調査時）の町・丁・大字・地域別集計である。
- (6) 「商品分類別製造品出荷額・加工賃収入額統計表」の事業所数は、商品分類表における 6 桁の品目番号ごとに集計した産出事業所数を、品目番号の上 4 桁で再集計したものであるため、他の統計表中の事業所数とは一致しない。
- (7) 統計表中の符号は次のとおりである。
 - 〔 - 〕: 皆無又は該当のないもの
 - 〔 ... 〕: 不詳のもの
 - 〔 0 〕: 単位未満のもの
 - 〔 〕: 負数のもの
 - 〔 χ 〕: 秘匿の保持上公表を控えたもの
 - 〔 〕: 近隣の〔 χ 〕の数値を含めたもの。なお、軽工業は軽工業に、重化学工業は重化学工業に含めている。

(8) 産業分類 (以下、「業種」ともいう) は、下記のように略称を用いた。

分類 番号	略称	産業中分類名	分類 番号	略称	産業中分類名
1 2	食料	食料品製造業	2 4	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
1 3	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	2 5	土石	窯業・土石製品製造業
1 4	繊維	繊維工業品製造業	2 6	鉄鋼	鉄鋼業
1 5	衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	2 7	非鉄	非鉄金属製造業
1 6	木材	木材・木製品製造業	2 8	金属	金属製品製造業
1 7	家具	家具・装備品製造業	2 9	機械	一般機械器具製造業
1 8	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	3 0	電機	電気機械器具製造業
1 9	印刷	出版・印刷・同関連品製造業	3 1	輸送	輸送用機械器具製造業
2 0	化学	化学工業製品製造業	3 2	精密	精密機械器具製造業
2 1	石油	石油製品・石炭製品製造業	3 3	武器	武器製造業
2 2	プラスチック	プラスチック製品製造業	3 4	その他	その他の製品製造業
2 3	ゴム	ゴム製品製造業			

(9) 軽工業及び重化学工業の区分は次のとおりである。

- 軽 工 業：12.食料、13.飲料、14.繊維、15.衣服、16.木材、17.家具、18.紙
19.印刷、22.プラスチック、23.ゴム、24.皮革、25.土石、34.その他
- 重化学工業：20.化学、21.石油、26.鉄鋼、27.非鉄、28.金属、29.機械、30.電機
31.輸送、32.精密、33.武器

(10) 本報告書についての照会等は、下記までお願いします。

鶴岡市総務部情報統計課

(〒997 - 8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 T E L 0235 (25) 2111 内線 665、695)